

令和 7 年度山口県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱

1 趣旨

この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 76 条の 3 第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 18 第 1 項に規定する指定障害福祉サービス等に係る情報公表制度について、必要な事項を定めるものとする。

2 基準日

令和 7 年 4 月 1 日

3 実施期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

4 報告の対象となる事業者等

（1）対象サービス等

ア 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労選択支援、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

イ 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

ウ 指定計画相談支援

エ 指定障害児通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

オ 指定障害児相談支援

カ 指定入所支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）

指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設

（2）対象事業者

障害者総合支援法第 76 条の 3 第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 18 第 1 項に規定する事業者とする。具体的には、（1）に係る指定障害福祉サービス等を提供する事業者のうち、次のいずれかに該当する事業者とする。

ア 障害者総合支援法第 76 条の 3 第 1 項及び障害者総合支援法施行規則第 65 条の 9 の 6 並びに児童福祉法第 33 条の 18 第 1 項及び児童福祉法施行規則第 36 条の 30 の 2 の規定により、災害その他知事に対し情報公表対象サービス等の報告

を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除き、基準日より前において知事の指定を受け、指定障害福祉サービス等を提供している事業者（ただし、県内の下関市長以外の市町長から指定を受け、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を提供する指定特定相談事業者を含む。）

イ 基準日以降、知事の指定を受け、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者（ただし、県内の下関市長以外の市町長から指定を受け、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を提供する指定特定相談事業者を含む。）

（３）報告の単位

ア 障害福祉サービス等情報（障害福祉サービス等事業者経営情報を除く）

障害福祉サービス等事業所単位

イ 障害福祉サービス等事業者経営情報

原則、障害福祉サービス等事業所単位（ただし、事業所ごとの会計区分を行っていない場合などのやむを得ない場合については、法人単位で報告することとしても差し支えない。また、報告すべき障害福祉サービス等事業の収益及び費用の内容と各会計基準上の勘定科目との対応関係については、別添４を参照のこと。）

５ 事業者ごとの報告の内容及び方法等

（１）報告の内容

ア 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者

別添１ 基本情報及び別添２ 運営情報並びに別添３ 経営情報

イ 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者

別添１ 基本情報

報告に当たっては、障害福祉サービス等事業に係る事項のみを対象とすることを基本とする。ただし、医療・介護サービスに係る事業を併せて実施している場合で、当該サービス等に係る収益や費用について、障害福祉サービス等事業との記載が区分されていない場合には、当該事業に係る部分について、除外せずに報告しても差し支えない。なお、この場合であっても、適切な分析に資するようにする観点から、別添３の経営情報に掲げる事項については、できる限り障害福祉サービス等事業に係る事項のみを報告するものとする。

事業所等の財務状況が分かる書類（財務諸表又は計算書類等）は、直近の事業年度を終えた時点で作成したものとする。原則として財務諸表（事業活動計算書（損益計算書）、貸借対照表（バランスシート）及び資金収支計算書（キャッシュフロー計算書））を報告するものとするが、会計基準上求められていない等の事情がある場合、資産、負債及び収支の内容がわかる簡易な計算書類でも差し支えないものとする。

また、一人当たり賃金は、任意での報告を可能とするものであるが、事業所や施設特性に応じ、設置主体や職種、勤続年数等が分かるような形での公表を可能とす

るものとする。

(2) 報告の方法

原則、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」（以下「公表システム」という。）を通じ知事へ報告するものとする。

なお、公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合については、文書等による報告も可とする。

(3) 報告の開始

ア 障害福祉サービス等情報（障害福祉サービス等事業者経営情報を除く）

（ア）基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者

令和7年5月1日

（イ）基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者
事業者指定を受けた日

イ 障害福祉サービス等事業者経営情報

当該障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後

(4) 報告の期限

ア 障害福祉サービス等情報（障害福祉サービス等事業者経営情報を除く）

（ア）基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者

令和7年7月31日

（イ）基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者
事業者指定を受けた日から1か月以内

イ 障害福祉サービス等事業者経営情報

令和8年3月31日

6 公表時期

(1) 障害福祉サービス等情報（障害福祉サービス等事業者経営情報を除く）

ア 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者

報告後2か月以内

イ 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者

報告後1か月以内

(2) 障害福祉サービス等事業者経営情報

令和8年4月以降

7 障害福祉サービス等情報の更新の取扱い

原則、報告は年1回とする。ただし、法人及び事務所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスについて、修正又は変更のあったときは、その都度、公表システムを通じて事業者は知事に報告する。

8 調査の実施

知事は、公表を行うため必要と認める場合には、障害者総合支援法第76条の3第3項及び児童福祉法第33条の18第3項の規定による調査を実施することとする。

9 是正命令を受けた事業者に係る障害福祉サービス等情報の取扱い

事業者は、知事から、障害者総合支援法第76条の3第4項及び児童福祉法第33条の18第4項の規定に基づく報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた事業者に係る障害福祉サービス等情報について、知事の指示により、調査又は公表を行うこと。

10 苦情等の対応

公表されている情報に関する利用者等からの苦情等の窓口は以下のとおりとする。

山口県健康福祉部障害者支援課

在宅福祉推進班（TEL：083-933-2764）

施設福祉推進班（TEL：083-933-2735）

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月29日から施行し、改正後の令和7年度山口県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱の規定は、令和7年8月29日から適用する。